

地域共生社会の実現に向けた 社会福祉施設等の整備にかかる融資条件のお知らせ

地域共生社会の実現に向け、従来の高齢、障害、児童の各分野の社会福祉事業施設等のうち、**分野をまたいだ複数の社会福祉施設を同時かつ一体的に整備する際、施設ごとに異なる融資条件を有利な条件に統一しています。**施設整備をご検討の際は、ぜひご相談ください。

《対象となる施設》

◎地域共生社会の実現に向けた整備と認められる場合であって、複数の施設を同時かつ一体的に整備する、以下の社会福祉事業施設

- 【高齢分野】地域密着型サービス 等
- 【障害分野】障害者支援施設、障害福祉サービス 等
- 【児童分野】保育所、小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、幼保連携型認定こども園 等

※上記施設類型に該当しない場合はご相談ください

融資条件	【優遇適用後の条件】
利率	一体的に整備する対象施設のうち低い方の利率 ^{※1} (基準利率▲0.5%又は基準利率▲0.4%)
融資率	一体的に整備する対象施設のうち高い方の融資率

※1 利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表(PDF)の「1社会福祉事業施設」または「2介護関連施設」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

▼利率表はこちら



- ご融資には担保・保証人(保証人不要制度あり)が必要となります。
また、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。
- その他詳しい条件やご融資のご相談については、下記連絡先までお問い合わせください。

1つ連絡先

施設開設地が東日本(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)の方

◎東京本部 福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係
TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0583

施設開設地が西日本(福井県、滋賀県、奈良県より西の地域)の方

◎大阪支店 福祉審査課融資相談係
TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240